

# 山梨県公報

号外第十九号

平成二十五年

三月二十八日

木 曜 日

## 目 次

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則……………一

山梨県道の構造基準等を定める条例施行規則……………三

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則……………三

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………三

山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………四

山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則……………四

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則……………四

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………五

山梨県と畜場法施行細則の一部を改正する規則……………五

山梨県森林法施行細則及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………七

山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………七

山梨県立職業能力開発学校管理規則及び山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………八

山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則……………一

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一三

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県管土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………一五

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………一五

山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則……………一五

## 規 則

### 山梨県規則第五号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法

律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

(山梨県障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県障害者自立支援法施行細則(平成十八年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則  
第一条中「この規則は、障害者自立支援法」を、「この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第二条第一号中「第三十四条の二十七第一項」を「第三十四条の五十七第一項」に改める。

第一号様式から第一号様式のニまでの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第一号様式の四中「障害者自立支援法に基づき自立支援医療(育成医療・更生医療)の指定医療機関変更届出書(病院・診療所・薬局)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援医療(育成医療・更生医療)の指定医療機関変更届出書(病院・診療所・薬局)」に、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二号様式中「障害者自立支援法に基づき自立支援医療(精神通院医療)の指定医療機関変更届出書(病院・診療所・薬局)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援医療(精神通院医療)の指定医療機関変更届出書(病院・診療所・薬局)」に、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三号様式中「障害者自立支援法に基づき自立支援医療(育成医療・更生医療)の指定医療機関変更届出書(指定訪問看護事業者等)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援医療(育成医療・更生医療)の指定医療機関変更届出書(指定訪問看護事業者等)」に、「障害者自立支援法」を、「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十二号「指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定医療機関変更届出書（指定訪問看護事業者等）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関変更届出書（指定訪問看護事業者等）」や「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十三号「指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定相談支援事業所指定申請書」や「指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所指定申請書」や「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十四号「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書（病院・診療所）」や「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（病棟・診療所）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十五号「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書（薬局）」や「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十六号「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書（薬局）」や「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十七号「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書（指定訪問看護事業者等）」や「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十八号「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書（薬局）」や「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十三号「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書（指定訪問看護事業者等）」や「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十四号「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書（薬局）」や「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十五号「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書（指定訪問看護事業者等）」や「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十六号「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書（薬局）」や「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十七号「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書（指定訪問看護事業者等）」や「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十八号「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書（薬局）」や「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第十九号「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書（指定訪問看護事業者等）」や「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

第二十号「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書（薬局）」や「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）」や「障害者自立支援法（平成十七年法律第一二三号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に於ける。

（千葉県障害者自立支援法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県障害者自立支援法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、同条の規定による改正後の山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

(山梨県児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の山梨県児童福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、同条の規定による改正後の山梨県児童福祉法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

### 山梨県規則第六号

山梨県県道の構造基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県県道の構造基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県県道の構造基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(車線により構成されない車道の部分)

第二条 条例第四条第一項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- 一 交差点
- 二 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- 三 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 四 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- 五 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(交通安全施設)

第三条 条例第三十五条第一項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 駒止
- 二 道路標識
- 三 道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(照明施設の光源)

第四条 条例第三十五条第三項の規則で定める光源は、発光ダイオードとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第五条 条例第三十九条第一項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 吹きだまり防止施設
- 二 雪崩防止施設

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第七号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

第四条第一号イ中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同号ロ中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号ハ中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同号ニ中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号力及びロを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県規則第八号

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則(平成十一年山梨県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成九年山梨県条例第三号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。本則に次の一条を加える。

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十二条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める

額とする。

- 一 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者及びその介護を行う者が、条例第四条第一号に規定する体験学習施設（以下この条において「体験学習施設」という。）を利用する場合、利用料金の全額
- 二 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校（次号において「小学校等」という。）の児童又は生徒が、土曜日に体験学習施設を利用する場合、利用料金の全額
- 三 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として体験学習施設を利用する場合、利用料金の全額

附則

この規則は、山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成二十五年山梨県条例第二十七号）の施行の日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

（山梨県県税条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県県税条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の五第三号中、「、地方議会議員共済会」を削る。

第二十一条の六中、「第七十二条の四十六第四項」を、「第七十二条の四十六第五項」に改める。

第五十三条の二の見出し中、「一般乗合用のバス」を「路線」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第一項中、「第三項及び第四項において「経営者」という。）を削り、「、当該生活路線」を、「当該者が一般乗合用のバスを運行する生活路線」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、条例第百十五条の二第三項の規定により路線を指定したときは、その旨を告示するものとする。

附則第八項中、「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第三項」に改める。

（山梨県事務決裁規則の一部改正）

第二条 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表税務課の項第二号5中、「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第三項」に改め、同号5を同号6とし、同号4の次に次のように加える。

5 第百十五条の二第三項の規定による路線の指定

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県県税条例施行規則第二十条の五第三号、第二十一条の六及び附則第八項の改正規定並びに第二条中山梨県事務決裁規則別表第二の三の表税務課の項第二号5の改正規定（第十二条の五第二項）を「第十二条の五第三項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則

山梨県立育精福祉センター管理規則（昭和四十七年山梨県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表一の項中、「（児童寮において行つものに限る。）」を削り、同表二の項及び三の項を削り、同表四の項中、「のうち、障害児に係るもの」を削り、同項を同表二の項とし、同表五の項を削る。

別表一の項を次のように改める。

一 入所定員 第三条の表一の項の定員内

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県障害者幸住条例施行規則（平成五年山梨県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項イ5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改め、同項八中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第十三項から第十五項まで」を「第十二項から第十五項まで」に改め、同表十八の項中「供する道路」の下に「及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項又は第四項の規定により山梨県移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十八号）で定める基準に適合させ、又は当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている道路」を加え、同表十九の項中「規定する都市公園」の下に「（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項又は第五項の規定により山梨県移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例で定める基準に適合させ、又は当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている特定公園施設を設ける都市公園を除く。）」を加える。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二の項の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）は、平成二十六年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十二号**

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則（平成二十一年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表山梨県立あさひワークホームの項中

二	条例第二条の短期入所を行う
三	条例第二条の施設入所支援を

事業	合計四〇人
行う事業	（第二号の事業に係る定員は、四人を上限とする。）
	を
	二 条例第
	三 条例第

二条の短期入所を行う事業	五人
二条の施設入所支援を行う事業	四〇人

に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十三号**

山梨県と畜場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

山梨県と畜場法施行細則（昭和二十八年山梨県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

「氏名 印」 「氏名 印」  
 第一号様式中 （法人にあっては名称及び 代表者の氏名） 「 称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名」

法人にあっては、「や」法人にあっては、「」に改める。

第七号様式中 「職 業」 「氏名 印」  
 氏 名 印、 職 業、

第十二号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者  
住 所  
氏 名 印  
生年月日  
(法人にあつては、その名  
称、主たる事務所の所在地  
及び代表者の氏名)

と畜検査申請書

と畜場法施行令第7条の規定により、と畜検査を申請します。

番号	とさつ 解体年 月日	種 類	性 別	品 種	年 齢 (牛 にあつて は月齢)	出 生 年 月 日 (牛に 限る。)	特 徴	産 地	個 体 識 別 番 号 (牛に 限る。)	病 歴 に 関 する 情 報	動 物 用 医 薬 品 等 の 使 用 の 状 況

- 注 1 と畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、当該獣畜をと畜場以外の場所でとさつした理由、日時及び場所を記載した書面を添付すること。
- 2 と畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、死亡診断書又は死体検案書を添付すること。
- 3 この用紙に記載しきれないときは、別の用紙を使用して記載すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一号様式及び第七号様式の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県と畜場法施行細則第一号様式によると畜場設置許可申請書及び同規則第七号様式による自家用とさつ届は、それぞれこの規則による改正後の山梨県と畜場法施行細則第一号様式によると畜場設置許可申請書及び同規則第七号様式による自家用とさつ届とみなす。

山梨県規則第十四号

山梨県森林法施行細則及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県森林法施行細則及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県森林法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県森林法施行細則(平成十二年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「第二条」を、「第四条」に改める。

第三条第一項中、「第二条第一号」を、「第四条第一号」に改め、同条第二項及び第三項中、「第二条第二号」を、「第四条第二号」に改める。

第十二条第一項中、「第十七条第一項」を、「第四十八条第一項」に改め、同条第二項中、「第十七条第二項」を、「第四十八条第二項」に改め、同条第三項中、「第十七条第二項第一号」を、「第四十八条第二項第一号」に改める。

(山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則(平成二十年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号イ中、「給餌台」を、「給餌台」に改め、同号ト中、「ごう配」を、「勾配」に改め、同号チ中、「防護柵」を、「防護柵」に改め、同号フ中、「灯ろう」を、「灯籠」に改め、同条第三号へ中、「ゆづり出させる」を、「湧出させる」に改め、同条第十号口中、「第二十二号の十一第一号」を、「第六十三号第一号」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則  
山梨県中小企業高度化資金貸付規則(平成十二年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中、「第二項」を、「前二項」に改める。

第三条中、「貸付条件」の下に、「、貸付金の限度額」を加える。

第二十一条に次の一項を加える。

4 知事は、前項に規定する書類の提出があつた場合又は第二十九条に規定する調査をした場合において、必要と認めるときは、借主に対し、連帯保証人の変更を求めるものとする。

第二十二条第二項中、「ことができる」を、「ものとする」に改め、同条第五項中、「前項」を、「知事は、前項」に改め、「知事が」を削り、「ことができる」を、「ものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

6 知事は、前項に規定する場合のほか、担保物件の価格が著しく減少したと認めるときは、借主に対し、増担保を請求するものとする。

第二十九条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する調査、書類の提出の求め並びに助言及び指示に関する事務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

第三十四条を第三十五条とする。

第三十三条第一項中、「前条第三号」を、「第三十二条第三号」に改め、同条第二項中、「前条第一号」を、「第三十一条第一号」に改め、同条第三項中、「前条第四号」を、「第三十二条第四号」に改め、同条を第三十四条とし、第三十二条の次に次の一条を加える。  
(貸付条件の変更)

第三十二条 知事は、災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認めるときは、借主の申出により、当該貸付金の貸付条件を変更することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十六号

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県立職業能力開発校管理規則の一部改正)

第一条 山梨県立職業能力開発校管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五条」を「第五条第二項」に改め、「普通課程又は」を削り、「普通職業訓練」を「職業訓練」に、「以下」を「次条第三項及び第五項において」に、「第一号様式」を「第一号様式」に改め、「健康診断書、履歴書その他」を削り、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五条」を「第五条第二項」に、「職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第二十九条の四第一項の求職者に対して行う同条第二項の訓練課程(以下「職業転換課程」という。)(を「職業転換課程(職業の転換を必要とする求職者又は新たな職業に就こうとする求職者を対象とするものである。職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものをいう。次項及び別表第一において同じ。)(に、「普通職業訓練」を「職業訓練」に、「以下、受講申請者」を「次条第五項において「受講申請者」に、「第一号様式」を「第二号様式」に、「専門学校の長(以下「校長」という。)(を「校長」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第五条第一項の入校の許可を受けようとする者(次条第五項において「入校志願者」という。)(は、入校願書(第一号様式)に専門学校の長(以下「校長」という。)(が必要と認める書類を添付して校長に提出しなければならない。

第四条第四項中「その旨を」の下に「入校志願者、」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第一項の入校検定及び前項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項」を「前条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

校長は、前条第一項の規定により入校願書の提出があつたときは、入校検定を行い、当該入校検定に合格した者のうち所定の入校手続を完了したものに対して入校を許可するものとする。

第五条第一項中「前条第二項」を「前条第一項又は第三項」に改める。  
第七条第一項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下」を「次項において」に改める。  
第十一条を削る。

第十二条中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

第十四条第一項中「第七条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第二項中「第八条」を「第十二条」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「第十一条」を「第十六条」に改め、同条を第十四条とする。  
第十六条中「条例別表」を「条例別表第一及び条例別表第二」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

別表第一 山梨県立峡南高等技術専門校の項中	「服飾科」	六月 三〇名
	内装リフォーム科	五月 一〇名
を「服飾科	「農業科	九月 四〇名
	総合ビジネス科	四月 三〇名
	パソコン応用科	三月 四〇名
		を「農業科
		九月 一四〇名」に改める

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。



第1号様式（第3条関係）

入校願書

		受付番号	
山梨県立		長 殿	年 月 日
ふりがな 氏名	年 月 日生 男・女		写真
現住所			
出身校名			
次のとおり入校を志願します。			
志望訓練科	志望順位 1		科
	志望順位 2		科

受講申込書

受付番号 No. \_\_\_\_\_  
年 月 日

山梨県立 長 殿

申込者	住所（事業所にあつては、所在地）	
	ふりがな 氏 名（事業所にあつては、名称及び代表者氏名）	
	印	
	申込担当者氏名（事業所のみ）	従業員数（事業所のみ） 人
電話番号		
申込者が個人の場合は、生年月日、年齢及び性別 年 月 日生（ 歳） 男・女		

次のコースを受講したいので申し込みます。

コース名		コース番号	
------	--	-------	--

受講料負担の別	個人・事業所	受講人数
		人

○事業所で申し込む場合

ふりがな 受講者名	生年月日	年齢	性別	現住所
			男・女	
			男・女	
			男・女	

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができる。

第六号様式中「第12条」を「第11条」に、「第7条」を「第11条」に改める。

第七号様式中「第3条」を「第2条」に改める。

(山梨県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第二十条 山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中第三百二十一号を第三百二十一号の二とし、第三百二十号の次に次の一号を加える。

三百二十一 高等技術専門校入校検定料

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県立職業能力開発校管理規則の規定に基づいて提出されている書類は、同条の規定による改正後の山梨県立職業能力開発校管理規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

#### 山梨県規則第十七号

山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立産業技術短期大学校管理規則(平成十年山梨県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条の次に次の二条を加える。

(職員)

第二十五条 短期大学校に校長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員を置く。

(職務)

第二十六条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 教授及び准教授は、学生、聴講生又は受講生を教授する。

3 講師及び助教は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

4 事務職員は、事務に従事する。

第三号様式を次のように改める。

受講申込書

受付番号 No. \_\_\_\_\_  
年 月 日

山梨県立産業技術短期大学校長 殿

申込者	住所（事業所にあつては、所在地）	
	ふりがな 氏 名（事業所にあつては、名称及び代表者氏名）	
	印	
	申込担当者氏名（事業所のみ）	従業員数（事業所のみ） 人
電話番号		
申込者が個人の場合は、生年月日、年齢及び性別 年 月 日生（ 歳） 男・女		

次のコースを受講したいので申し込みます。

コース名		コース番号	
------	--	-------	--

受講料負担の別	個人・事業所	受講人数
		人

○事業所で申し込む場合

ふりがな 受講者名	生年月日	年齢	性別	現住所
			男・女	
			男・女	
			男・女	

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県立産業技術短期大学校管理規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県立産業技術短期大学校管理規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第十八号

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則(平成二十三年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とする。

第六条第一項中、「第十条」を「第十三条」に改め、同項第一号中、「第二条」を「第二条第一号」に改め、同条第二項中、「第十条」を「第十三条」に改め、同条第三項中、「第十条」を「第十三条」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中、「第九条ただし書」を「第十二条ただし書」に、「第五条第一項」を「第八条第一項」に、「条例第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第九条ただし書」を「第十二条ただし書」に、「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中、「第七条第一項」を「第十条第一項」に、「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中、「第七条第一項後段」を「第十条第一項後段」に、「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第五条とする。

第三条中、「第五条第一項」を「第八条第一項」に、「第一号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第三条 条例第六条第一項の規定による山梨県立富士北麓駐車場の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出す

ることにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

第五号様式中「第6号様式」を「第7号様式」に、「第10条」を「第13条」に、「第7条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、同様式を第六号様式とする。

第四号様式中「第5号様式」を「第6号様式」に、「第9条ただし書」を「第12条ただし書」に改め、同様式を第五号様式とする。

第三号様式中「第4号様式」を「第5号様式」に、「第7条第1項後段」を「第10条第1項後段」に改め、同様式を第四号様式とする。

第二号様式中「第4号様式」を「第5号様式」に、「第7条第1項の」を「第10条第1項の」に、「第7条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、同様式を第三号様式とする。

第一号様式中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同様式を第二号様式とする。

附則の次に次の一様式を加える。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者の氏名 印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士北麓駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第二十六号) 附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立富士北麓駐車場の管理に關し地方自治法(昭和二十三年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則第三條及び第一号様式の規定の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

山梨県規則第十九号

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。

十五 農村災害対策整備事業

(山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第十四号を次のように改める。

十四 経営体育成基盤整備事業(知事が定める基準に該当する地区において行うものに限る。) 十八分の七

第一条の二中第十八号を第二十一号とし、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

十九 農村災害対策整備事業(知事が定める基準に該当する地区において行うものに限る。) 四十五分の十六

二十 農村災害対策整備事業(前号に掲げるものを除く。)

第一条の二中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 経営体育成基盤整備事業(前号に掲げるものを除く。)

第二條に次の一号を加える。

十四 農村災害対策整備事業

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県都市公園条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次に掲げる場合」を、「次の各号に掲げる場合」に改め、「額は」の下に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同条第一号中「山梨県緑が丘スポーツ公園」を、「山梨県緑が丘スポーツ公園」に、「屋内プール」を「屋内プールに限る。」に、「利用するとき又は山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室若しくは」を「利用し、又は」に改め、「イに掲げる者が山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室を利用する場合を除く。」を削り、同号口中「第二条」を「第二条第一号」に改め、同号八中「(次号において「小学校等」という。)」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十一号

山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例施行規則（平成五年山梨県規則第四十二号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番